

# 給与勧告の仕組みと報告のポイント

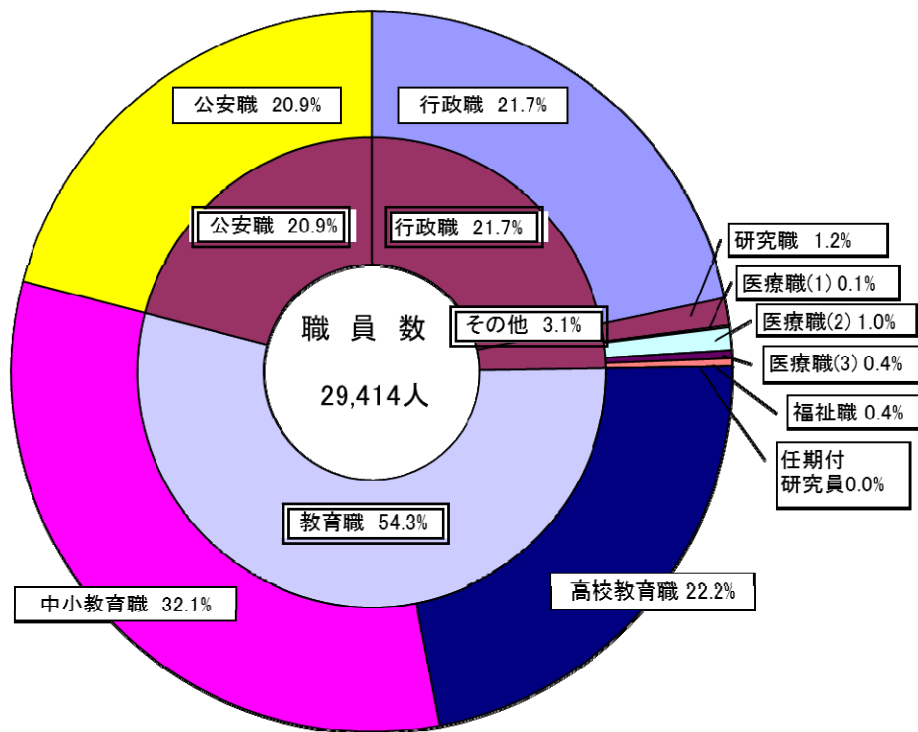
平成 29 年 10 月  
静岡県人事委員会

# 目次

<b>1 給与勧告の仕組み</b>	ページ
① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の手順	2
③ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	3
④ 民間給与と職員給与との比較	4
<b>2 本年の給与改定</b>	
① 本年の給与改定	5
② 特別給の調査結果	6
③ 行政職平均給与（比較給与ベース）	7
④ 近年における給与勧告の実施状況	8
⑤ 扶養手当の見直し	9
<b>3 給与制度の総合的見直し</b>	
① 給与制度の総合的見直し	10
② 諸手当の見直し	11
③ 給料表水準の引下げに伴う経過措置（激変緩和措置）	12
④ 給与制度の総合的見直しの実施スケジュール	13

# 1-① 給与勧告の対象職員

平成 29 年 4 月 1 日現在の給与勧告対象職員は 29,414 人（28 年：35,543 人）で、平均年齢は 41.9 歳（28 年：42.5 歳）となっています。このうち、一般行政事務を行っている行政職給料表適用職員は、6,382 人（28 年：6,615 人）で全体の 21.7%（28 年：18.6%）を占めています。また、教育職給料表適用職員は 54.3%（28 年：61.6%）と全体の半数以上を占めています。（なお、この人数は、再任用職員、育児休業中の職員、公益的法人等への派遣職員等を除いたものです。）



給料表	職員の例	職員数	平均年齢
		人	歳
行政職給料表	一般行政職員	6,382	42.3
研究職給料表	研究員	358	43.3
医療職給料表(1)	医師、歯科医師	28	45.1
医療職給料表(2)	薬剤師、栄養士	301	39.2
医療職給料表(3)	保健師、看護師	108	43.1
福祉職給料表	児童指導員、心理判定員	104	38.3
高等学校等教育職給料表	高校、特別支援学校の教員	6,537	43.6
中学校小学校教育職給料表	中学校、小学校の教員	9,437	43.1
公安職給料表	警察官	6,158	38.0
任期付研究員給料表	任期のある研究員	*	*
計		29,414	41.9

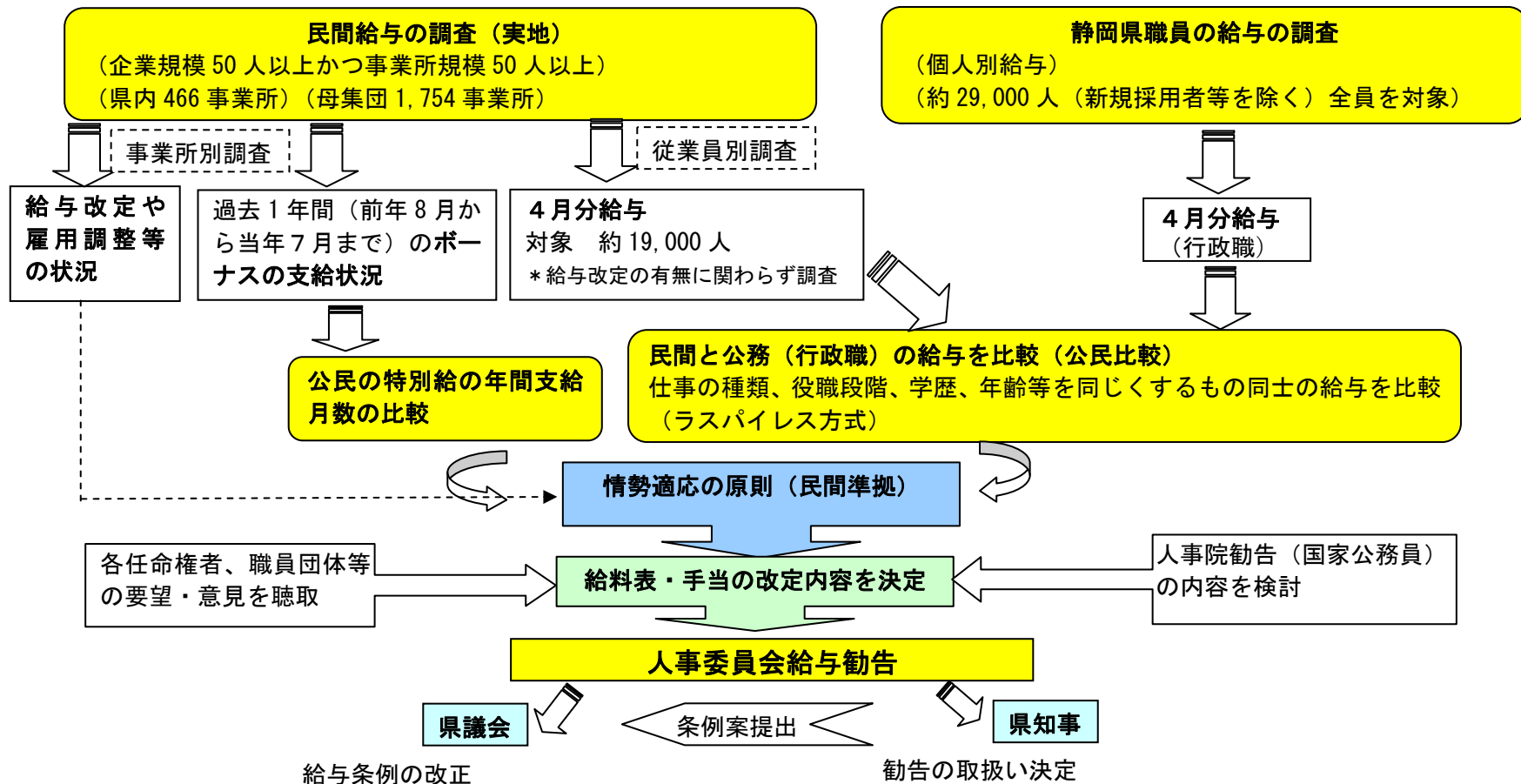
※ 平成 29 年 4 月 1 日から静岡市、浜松市内の小中学校に勤務する教職員を対象職員から除いているため、職員数が減少している。  
 ※ 「\*」は、調査実人員が 1 人であることを示す。

知事部局： 5,315 人  
 教育委員会： 17,221 人  
 警察本部： 6,878 人

## 1-② 給与勧告の手順

静岡県人事委員会では、公民給与の比較の基礎とするため、本県職員と民間の給与を調査しています。その結果に基づいて、公民の4月分の給与（月例給）を精密に比較して得られた公民の給与較差を解消することを基本に勧告を行っています。

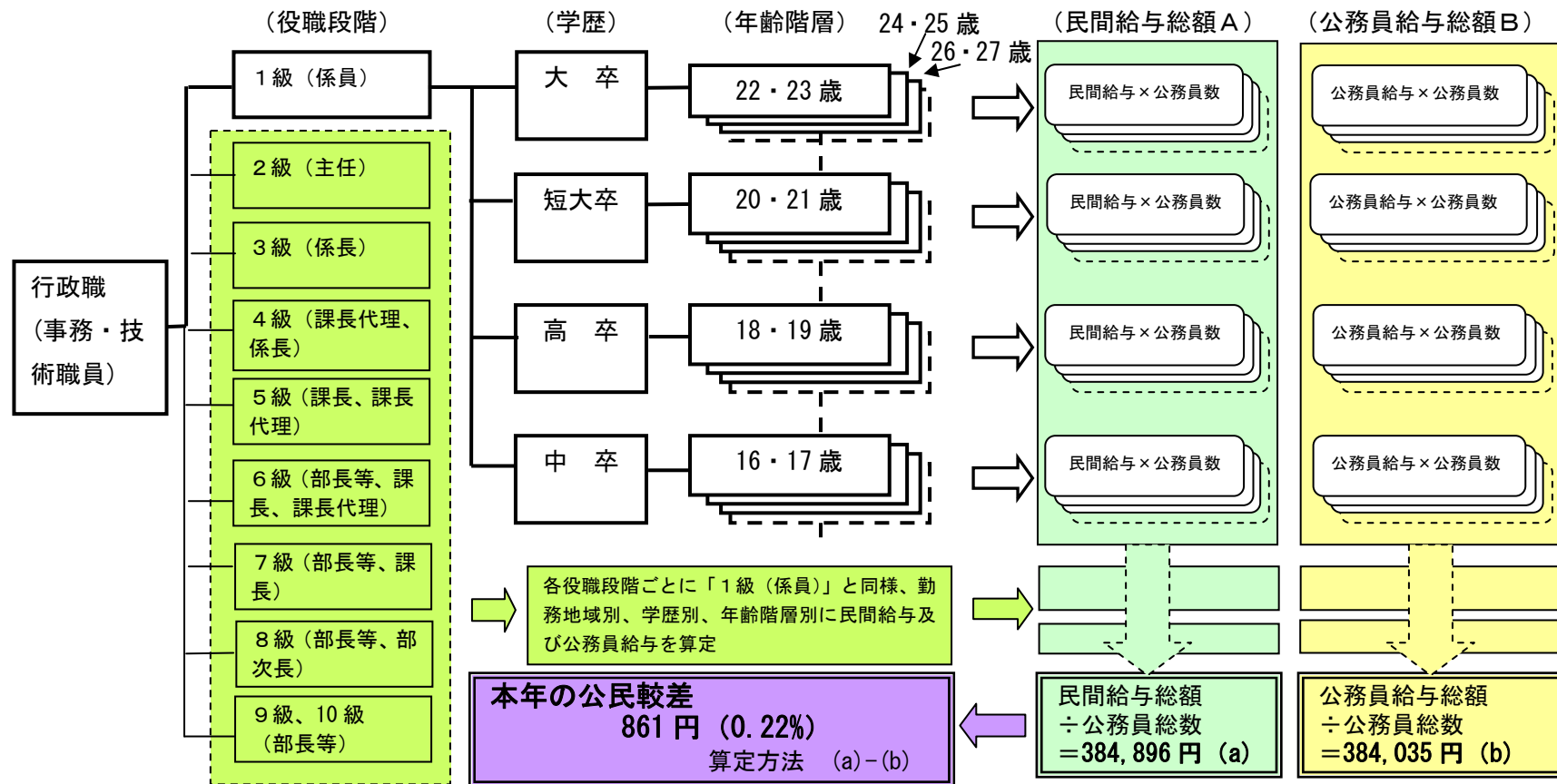
また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、その結果得られた年間支給割合について国家公務員、他地方公共団体の状況も配慮したうえで職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数について勧告を行っています。



### 1-③ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

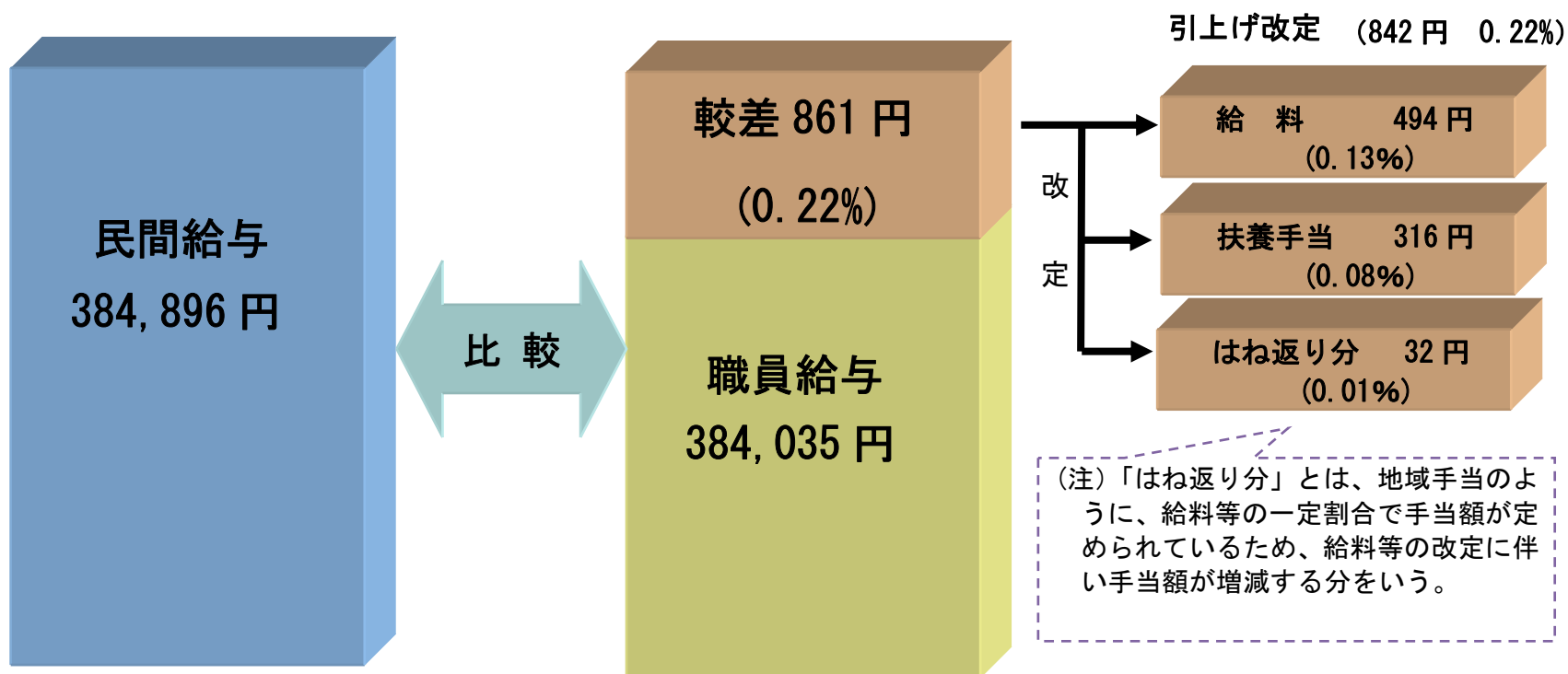
月例給の公民給与の比較（ラスパイレス比較）においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の公務員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



### 1-④ 民間給与と職員給与との比較

本年の民間給与との較差 861 円 (0.22%) を解消するため、以下のとおり、給料及び扶養手当の改定を行いました。



## 2-① 本年の給与改定

### 1 給料表

#### ①行政職給料表

人事院勧告における国家公務員の俸給表の改定に準じて改定。初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

#### ②その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に改定

### 2 初任給調整手当

医療職給料表（1）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から引上げ

### 3 扶養手当

子に係る手当の月額（職員に配偶者がいない場合の子のうち1人についての手当の月額を除く。）を7,500円から8,000円に引上げ

## 2-② 特別給の調査結果

民間企業における昨年8月から本年7月までの1年間における賞与（ボーナス）の金額を調査したところ、民間企業の支給月数が職員の支給月数を上回っていたため、国や他の地方公共団体との均衡も考慮した上で支給月数を0.10月引き上げることとしました。

### 1 民間における支給月数の調査結果

民間支給月数	職員支給月数	支給月数差
4.40月	4.30月	0.10月

### 2 職員支給月数の改定

改定前	改定後	改定月数
4.30月	4.40月	0.10月



2-③ 行政職平均給与（比較給与ベース）

勧告前		勧告後		年間給与額の差
月額	年間給与	月額	年間給与	
円	円	円	円	円
384,035	6,333,000	384,877	6,384,000	51,000
				(0.81%)

(注) 比較給与における給料月額、扶養手当、地域手当、期末手当及び勤勉手当その他手当をベースとしている。

## 2-④ 近年における給与勧告の実施状況

職員の給与は、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据え置きが続いていましたが、平成26年から本年まで4年連続の引上げ改定となりました。

	月例給	特別給（ボーナス）		行政職の職員の平均年間給与	
	較差	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成21年	▲1.13%	4.15月	▲0.35月	▲22.2万円	▲3.3%
平成22年	▲0.60%	3.95月	▲0.20月	▲11.5万円	▲1.8%
平成23年	▲0.19%	3.95月	—	▲1.2万円	▲0.19%
平成24年	0.02%	3.95月	—	—	—
平成25年	0.01%	3.95月	—	—	—
平成26年	0.72%	4.10月	0.15月	12.6万円	2.04%
平成27年	0.39%	4.20月	0.10月	6.4万円	1.02%
平成28年	0.88%	4.30月	0.10月	9.4万円	1.49%
平成29年	0.22%	4.40月	0.10月	5.1万円	0.81%

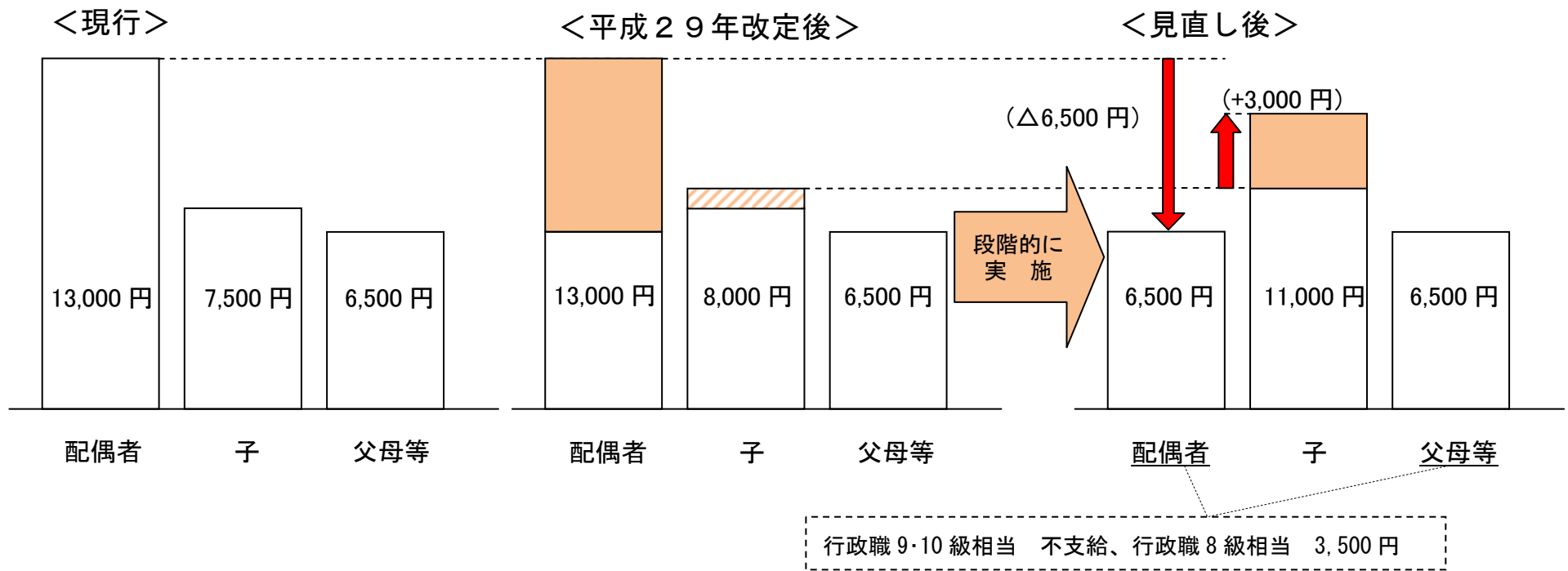
(注) 1 平均年間給与欄については各年の比較給与に基づくものであるため連続性のあるものではない。

2 平成24年及び平成25年については公民較差に基づく給与改定の勧告なし

## 2-⑤ 扶養手当の見直し

配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生じる原資を用いて子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：11,000円）

行政職給料表9・10級相当の適用を受ける職員は、子以外の扶養親族に係る手当を不支給。行政職給料表8級相当の適用を受ける職員には、3,500円支給



### 3-① 給与制度の総合的見直し

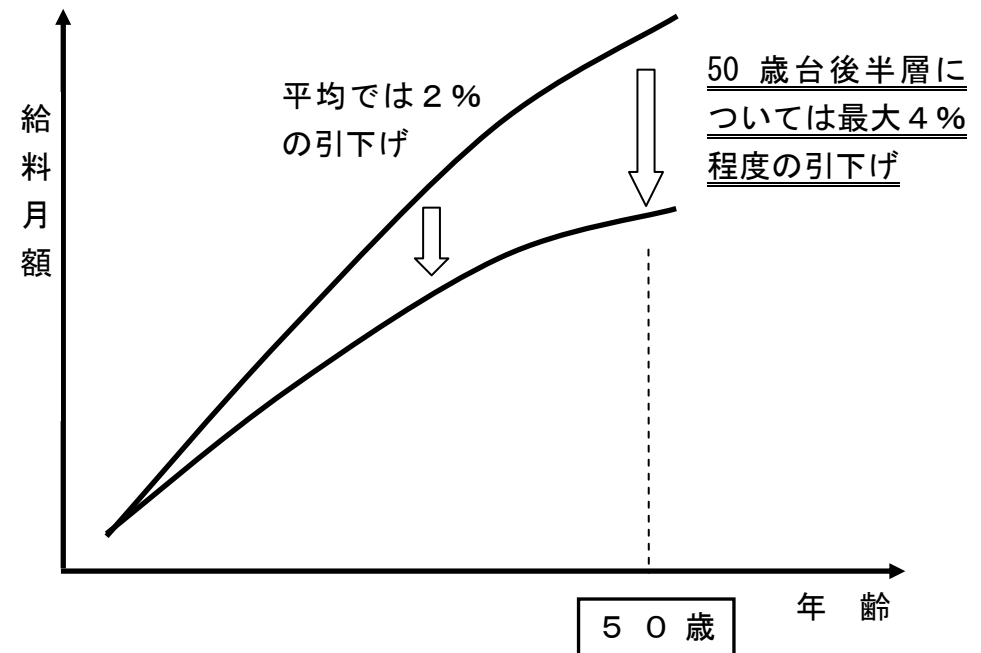
#### 概要

本県職員の給与における諸課題に対応するため、本委員会は、平成26年に給料表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しの具体的な措置内容について勧告。

給与制度の総合的見直しについては、平成27年4月から実施しており、人事委員会規則等の改正により段階的に措置し、平成30年4月1日に完成。

#### 世代間の配分の見直し

- 職員の給与水準が若年層においては民間を下回り、50歳台後半層においては民間給与を上回っている状態
- このような状況を踏まえ、世代間の給与配分を適正化する観点から、給料表の水準を平均2%引き下げるとともに、50歳台後半層の職員が多く在職する高位の号給の給料月額については、最大で4%程度引き下げ
- 一方、人材確保への影響等を考慮し、初任給にかかる号給等については引き下げを行わない



### 3-② 諸手当の見直し

民間における支給状況等を踏まえて次の手当の見直しを実施

平成27年度から平成30年度までに以下のとおり実施。

#### 1 地域手当

県内一律	：	3.4%	⇒	3.7%
医師	：	15.0%	⇒	16.0%
東京	：	18.0%	⇒	20.0%
大阪	：	15.0%	⇒	16.0%

#### 2 単身赴任手当

基礎額	：	23,000円	⇒	30,000円
加算額	：	45,000円	⇒	70,000円

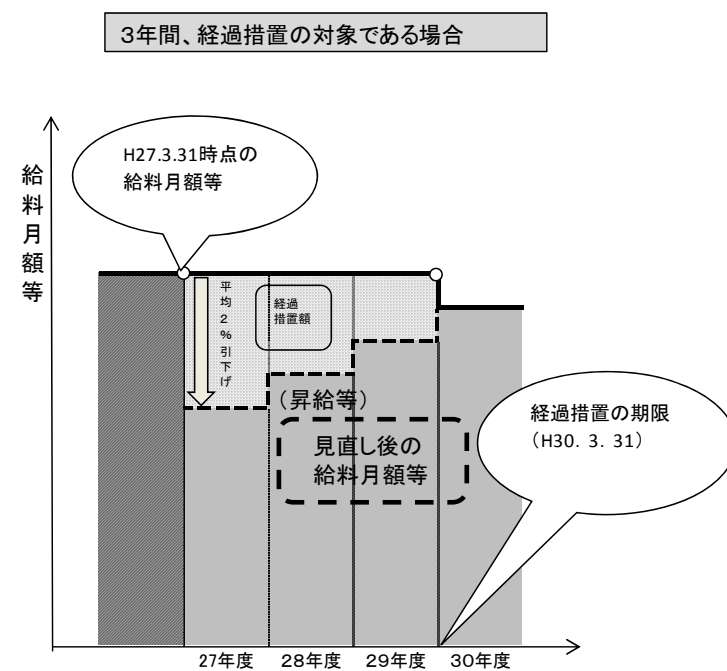
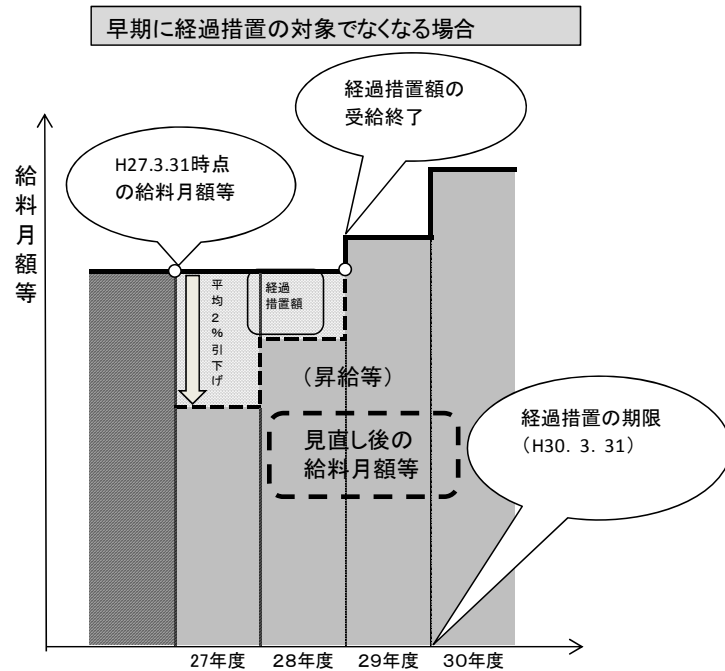
#### 3 扶養手当

配偶者以外の扶養親族（配偶者なし）	：	11,000円	⇒	12,000円
配偶者以外の扶養親族（配偶者あり）	：	6,500円	⇒	7,500円
教育加算額※	：	5,000円	⇒	6,000円

※満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき加算

### 3-③ 給料表水準の引下げに伴う経過措置（激変緩和措置）

給料表水準の引下げとなる職員に配慮し、円滑に見直しを行うため、新たな給料表の給料月額（給料の特例措置を含む。以下「給料月額等」という。）が、切替え日の前日（平成27年3月31日）に受けていた給料月額等に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を支給します。



### 3-④ 給与制度の総合的見直しの実施スケジュール

項目・見直し内容	平成 27 年度（当初）	平成 27 年度（遡及改定）	平成 28 年度（遡及改定）	平成 29 年度（遡及改定）	平成 30 年度
<b>世代間の給与配分を考慮した給料表の改定</b> ・給料表の改定 ・特例率（給料表の給料月額に乗じる率）の改定	・給料表水準の引下げ（平均 2%） ・50 歳台後半層の水準見直し ・給料表水準の引下げに伴う経過措置（3 年間） ・昇格時号給対応表の見直し ・号給増設（公安職 7 級） ・特例率 100 分の 100.87	給料表の引上げ 経過措置（現給保障） ・特例率 100 分の 100.87	給料表の引上げ ・特例率 100 分の 101.89	給料表の引上げ	・経過措置終了 ・公民較差の状況を考慮した特例率の設定 必要により見直し
<b>地域手当の見直し</b> ・級地区分、支給割合の見直し ・県内在勤者及び医師にかかる特例の支給割合の見直し	・県内 3.4% ・医師 15% ・東京 18% ・大阪 15%	・県内 3.6% ・医師 15.5% ・東京 18.5% ・大阪 15.5%	・県内 3.7% ・医師 16% ・東京 20% ・大阪 16%	制度完成	
<b>単身赴任手当の見直し</b> ・支給額（基礎額及び加算額）の見直し ・加算額にかかる交通距離区分を 2 区分増設	・基礎額 23,000 円 ・加算額限度 45,000 円 ・交通距離区分 11 区分	・基礎額 26,000 円 ・加算額限度 58,000 円 ・交通距離区分 13 区分	・基礎額 30,000 円 ・加算額限度 70,000 円 ・交通距離区分 13 区分	制度完成	
<b>扶養手当の見直し</b> ・子に係る支給額の見直し	・子 1 人につき 6,500 円 ・配偶者なし 11,000 円 ・16～22 歳加算 5,000 円	・子 1 人につき 6,800 円 ・配偶者なし 11,300 円 ・16～22 歳加算 5,300 円	・子 1 人につき 7,500 円 ・配偶者なし 12,000 円 ・16～22 歳加算 6,000 円	・子 1 人につき 8,000 円	

※ 平成 29 年度は公民較差の状況を考慮して、給料表の改定及び子に係る扶養手当の引上げ